**秘密保持誓約書**

年　　月　　日

（アレンジャー）[*アレンジャー*]　御中

（借入人）[*借入人*]　御中

当行（社・庫・会）は、アレンジャー及び借入人に対し、借入人向けシンジケートローンに関する取引（以下、「本件取引」といいます。）への参加検討にあたり、本件取引の情報並びに借入人及びアレンジャーに関する情報の秘密保持について、以下のとおり誓約（以下、「本誓約書」といいます。）を致します。

1. 本誓約書における秘密情報（以下、「本秘密情報」といいます。）とは、当行（社・庫・会）が本件取引への参加を検討するに際し、アレンジャー又は借入人より、全ての文書、電子媒体又は口頭により当行（社・庫・会）に現在開示され又は今後開示される、借入人、借入人の株主及び子会社、アレンジャー並びに本件取引に関する情報（本誓約書の存在及び内容並びに本件取引への参加に関しアレンジャー及び当行（社・庫・会）の間で検討が行われている事実を含みます。）を意味します。但し、本秘密情報は以下の①乃至④に掲げる情報を含まないものとします。

① 当行（社・庫・会）が開示を受けた時点で、既に公知の情報

② 当行（社・庫・会）が開示を受けた時点で、既に当行（社・庫・会）が保有していた情報

③ 当行（社・庫・会）が開示を受けた後、当行（社・庫・会）の責によらず公知となった情報

④ 正当な情報開示権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく、当行（社・庫・会）が適法に入手した情報

1. 当行（社・庫・会）は、本秘密情報の取扱いにつき、以下の(1)乃至(6)に掲げる事項を遵守するものとします。
2. 当行（社・庫・会）は、本秘密情報につき、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理する義務を負い、アレンジャー及び借入人の事前の書面による承諾なしに、本秘密情報の全部又は一部を、第三者に開示せず、かつ、本件取引への参加の検討以外の目的のために使用しません。
3. 当行（社・庫・会）は、当行（社・庫・会）若しくは当行（社・庫・会）の親会社の役職員（以下、「役職員」といいます。）又は当行（社・庫・会）の委任を受けた弁護士、公認会計士、税理士又はこれに準ずる専門家（以下、総称して「専門家」といいます。）のうち、本件取引への参加検討又は内部管理目的のために本秘密情報を知る必要があるものに本秘密情報を開示することができ、その場合には、当該役職員又は専門家に対し、当該検討を行うために必要な範囲の本秘密情報に限って開示するものとし、かつ、これらの役職員又は専門家に対して、本誓約書において当行（社・庫・会）が負うのと同様の秘密保持の義務を負わせます。【（※借入人との直接接触を禁止する場合）また、当行（社・庫・会）は、アレンジャーの事前の承諾なく、本件取引への参加を検討することを目的とした情報収集のために、借入人の役職員又は株主と直接接触しません。】
4. 当行（社・庫・会）は、裁判所、官公庁その他の公的機関又は金融商品取引所による法令又はガイドラインに基づく命令等により当行（社・庫・会）に開示が求められた場合には、当該裁判所、官公庁その他の公的機関又は金融商品取引所に対して必要な範囲に限り、本秘密情報を開示することができるものとします。
5. 当行（社・庫・会）は、借入人又はアレンジャーより請求のあった場合、又は開示を受けた本秘密情報を本件取引への参加検討のために保持する必要がなくなった場合には、法令等に反しない限り、実務上可能な限り速やかに、開示を受けた本秘密情報を借入人又はアレンジャーに返還し又は当行（社・庫・会）の責任をもって破棄するものとします。但し、法令等により保管が求められている本秘密情報についてはこの限りではありません。
6. 当行（社・庫・会）は、当行（社・庫・会）が本誓約書に違反したとき又は本項第(2)号に従い本秘密情報を開示した役職員又は専門家がその秘密保持の義務に違反したときは、これにより借入人又はアレンジャーに生じた損害を賠償する責任を負うと共に、借入人又はアレンジャーの指示に従い当該損害を回避若しくは軽減するために必要な措置を講ずるものとします。
7. 本誓約書の有効期間は、本件取引に係る契約が締結されるか否かを問わず、また当行（社・庫・会）が本件取引に最終的に参加するか否かを問わず、本誓約書の差入日から●年間とし、当該期間内に行われた本誓約書の違反について第2項第(5)号の責任を負います。但し、当行（社・庫・会）が当事者となる本件取引に係る契約において、本秘密情報の取扱いにつき別段の定めがなされた場合は、当該契約の規定に従います。
8. 当行（社・庫・会）は、本誓約書の準拠法を日本法とすること、及び本誓約書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の非専属的管轄権を有する裁判所とすることに同意致します。

以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印